

### ①金森頼峯の郡上八幡支配

頼業の子として寛文九年（一六六九）に生まれ、同十二年四月五日幼年で遺領を継いだ。幼名は万助、改めて頼時といい、のち頼峯とした。天和三年（一六八三）十二月四日、従五位下出雲守となり元禄五年（一六九二）七月二十八日に長近以来の居城であった飛騨国高山城を取り上げられて（国主として飛騨一国を領有していた）出羽国上ノ山に移されたが、落ち着く間もなく同十年六月十一日に郡上城に移され、郡上及び越前国大野郡の一部を領有することになった。

### ②金森頼錦の支配

正徳三年（一七一三）に生まれ、名は又太郎といいはじめ台頼かつよりのち台近かつちかと改めた。享保十四年（一七二九）九月三日に父可寛ありひろが若死したため（「地方発達史と其の人物」では十三年）、祖父頼峯の家督を継ぎ、同年十二月十六日従五位下若狭守に任ぜられ、元文元年（一七三六）七月十八日に二十三歳で遺領を継承して兵部少輔と改めた。同三年五月一日初めて城地へ行く暇をもらい、延享四年（一七四七）五月十五日奏者番となったが、宝暦八年（一七五八）九月二十七日に不審を被って仮に松平忠名に預けられた（十月二日）。「飛州志続藩翰譜」には「その事由は今日に至るも詳らかでない」とされている。領内の租税問題で農民の強訴・駕籠訴が起り、また石徹白の社人追放の時、家臣らの曲事があったことも知らず、また石徹白豊前の悪事についての訴訟に対してもその尋問をせず、幕府の審理によって初めて豊前の罪は明白になったので、「これを知らないで多くの社人を追放したその罪は重い」として領地を没収されて同年十二月二十五日に改易され、南部大膳大夫利雄に預けられて同十三年六月六十一歳で没した。

### ③典雅だった金森頼錦

頼錦（一七三六～五八）は武人というよりもむしろ文人ともいべき人でちょうど常友を思わせる藩主であった。性格が温和で文雅に深い関心を持ち絵画にも優れ、神社・寺院へ絵馬を描いて奉納した。— 中略 — 彼は先人の遺績顕彰のため著名な事績の修復に努め、まず寛保年間（一七四一～一七四四）に東殿山の城跡を保存するため大学頭林信充に作文を依頼し、石碑に銘を刻んでこれを建てた。現在は慈恩寺（乙姫町）境内に移されている。

さらに小野滝山の古戦場にも石碑を建てて、戦没した先祖可重の家臣の霊を慰さめ、常縁・宗祇の遺跡白雲水の傍らにも石碑を建ててこの碑文もまた林信充に作らせた。

常縁の遺風を慕い、白雲水の名跡を長く後世に伝えようとして、和歌の上手な公家・諸侯らに頼んで三十首を手に入れ、鳥丸大納言光榮にその清書を願って白雲集と題し、これを慈恩寺に納めた。